

子供を見守るためのデータ連携

令和3年11月9日（火）

内閣官房行政改革推進本部事務局

説明資料

問題意識・背景

- 子供の貧困の実態は「見えにくく、捉えづらい」とされる中、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月閣議決定)において、
 - 支援が行き届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進
 - 市町村において、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用して、支援を要する子供を広く把握し、効果的な支援につなげていくことが求められている。
- 令和2年の秋のレビュー(子供の貧困・シングルペアレンツ問題)の取りまとめにおいては、
 - 自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチをするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要。
 - 今後、国(内閣府、文科省、厚労省)は、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するために、デジタル・データの特性を活かしたデータ・ベースに関わる共通インフラを主導して構築することを検討すべきとされている。
- こうしたことから、内閣府においては、文科省、厚労省、自治体等の協力を得て、
 - ① 市町村等にある福祉や教育等に係る個別の親・子供の情報を活用し、支援が必要な貧困状態にある子供を広く把握するとともに、
 - ② 把握した子供に対し、プッシュ型で地域にある学習支援や居場所などの支援につなげていくためのデータ・ベースの在り方について検討が進められている(「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ・ベース」)ところ、関係府省の取組のフォローアップを行う。
- このほか、厚労省においては、近年発生した重篤な児童虐待の事案で、転居した際の自治体間における引継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられていることから、令和3年4月から、要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に児童相談所間で迅速かつ的確に情報共有を行いリスクの共有を図るとともに、児童相談所間で迅速かつ的確に情報共有を行うためのシステムの運用が開始されている(「要保護児童等に関する情報共有システム」)。
- これらの取組状況を踏まえ、支援を必要とする人を把握するために必要となる情報は何か、効果的な支援につなげていくためにはどのようなデータとの連携を図っていくべきか、効率的なシステム整備の在り方やプッシュ型支援を実現するための課題等について議論する。

主な論点

- 「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ・ベース」の構築に向けて、どのような取組に着手しているか。これまでの取組で判明したことは何か。ボトルネックとなっていることは何か。
 - 潜在的に支援を必要とする子供を把握するためには、どのような情報が必要となるのか。
 - また、子供の見守りを実現するためには、子供だけでなく、親の状況の把握も必要ではないか。例えば、妊娠中や出産前後の情報など、母親に関する情報も併せて把握する必要はないか。
 - 効果的な支援につなげていくためには、「要保護児童等に関する情報共有システム」など、関連する他のデータ・ベースとも連携していくことが有効ではないか。
 - 必要なデータを収集・連携する上での課題は何か。同様の取組を進めている地方自治体はどのように課題を克服しているのか。
- 地方自治体が導入・利用しやすい形でデータ・ベースの整備を支援するためにはどうすればよいか。
 - 今後整備が進められる地方自治体の基幹業務システムとの連携についてどう考えるか。
- 速やかな給付を実現するために、口座登録法に基づく公的給付支給等口座をどのように活用していくか。
- 社会的な課題の解決に向けてデータの連携・活用を図ろうとする取組について、デジタル庁が果たすべき役割は何か。子供を見守るために有効と考えられるその他のデータ群をカバーする観点からも、上記のような内閣府や厚労省の取組を支援することができないか。